

生活困窮者自立支援制度

ひとりで抱えこまずに
まずはご相談ください



働きたくても働けない、
住む所がない、など、
まずはお困り事を
お聞かせください。
地域の相談窓口と一緒に考え、
解決へのお手伝いをします。
ご家族などまわりの方からの
相談でも受付いたします。

無料相談

ご相談は、その内容によって次の機関の窓口をお願いします。

【自立相談支援事業・住居確保給付金の支給について】

鳥取市中央人権福祉センター（パーソナルサポートセンター）《TEL 0857-20-4888・FAX 0857-24-8067》

生活困窮者への支援制度について

生活・就労・家賃・子どもの学習支援などをサポートします。

しごとや生活に困っていらっしゃる方、まずはご相談ください。相談窓口では一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員があなたに寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。

自立相談支援事業

あなただけの支援プランを作ります。

生活に困りごとや不安を抱えている場合は、まずは相談窓口にご相談ください。支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かをあなたと一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

(問い合わせ先：鳥取市中央人権福祉センター（パーソナルサポートセンター） TEL 0857-20-4888)



住居確保給付金の支給

家賃相当額を支給します。

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をすることなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

(問い合わせ先：鳥取市中央人権福祉センター（パーソナルサポートセンター） TEL 0857-20-4888)



就労準備支援事業

社会、就労への第一歩。

「社会との関わりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難な方に6か月から1年間の間、プログラムにそって、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

(問い合わせ先：鳥取市中央人権福祉センター（パーソナルサポートセンター） TEL 0857-20-4888)



家計相談支援事業

家計の立て直しをアドバイス。

家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援します。

(問い合わせ先：鳥取市中央人権福祉センター（パーソナルサポートセンター） TEL 0857-20-4888)



生活困窮世帯の子どもの学習支援

子どもの明るい未来をサポート。

子どもの学習支援を始め、日常生活習慣、仲間と出会う活動ができる居場所づくり、進学に関する支援、高校進学者の中退防止に関する支援などを行います。

(問い合わせ先：
鳥取市中央人権福祉センター（パーソナルサポートセンター） TEL 0857-20-4888） または 鳥取市福祉保健部生活福祉課 TEL 0857-20-3476)



<相談から支援までの流れ(相談無料・秘密厳守)>

- 1 まずは地域の相談窓口へ。
- 2 生活の状況を見つめる。
- 3 あなただけの支援プランを。
- 4 支援決定・サービス提供。
- 5 定期的なモニタリング。
- 6 真に安定した生活へ。

各自治体の窓口には配置されている支援員が対応します。何らかの理由で窓口にお越しただけの場合はご自宅にも訪問します。

あなたの生活の困りごとや不安を支援員にお話ください。生活の状況と課題を分析し「自立」に向けて寄り添いながら支援を行います。

支援員はあなたの意思を尊重しながら、自立に向けた目標や支援内容を一緒に考え、あなただけの支援プランを一緒に作ります。

完成した支援プランは自治体を交えた関係者の話し合い（支援調整会議）により正式に決定され、その支援プランに基づいて各種サービスが提供されます。

各種サービスの提供がゴールではありません。あなたの状態や支援の提供状況を支援員が定期的に確認し、支援プラン通りでない場合は支援プランを再検討します。

あなたの困り事が解決されると支援は終了しますが、安定した生活を維持できているか、一定期間、支援員によるフォローアップがなされます。